

## 事業の概要

### 1 対象者

- (1) かながわブランド登録されており生産力向上に取り組む生産者団体等
- (2) かながわブランド振興協議会に「登録申請書」を提出した新規登録予定の生産者団体等

### 2 補助対象経費

生産者団体等が、栽培・生産、集出荷及び調製作業等において、かながわブランド登録品（または登録予定品目）の生産力向上に資する機器・設備の導入及び設置に係る経費

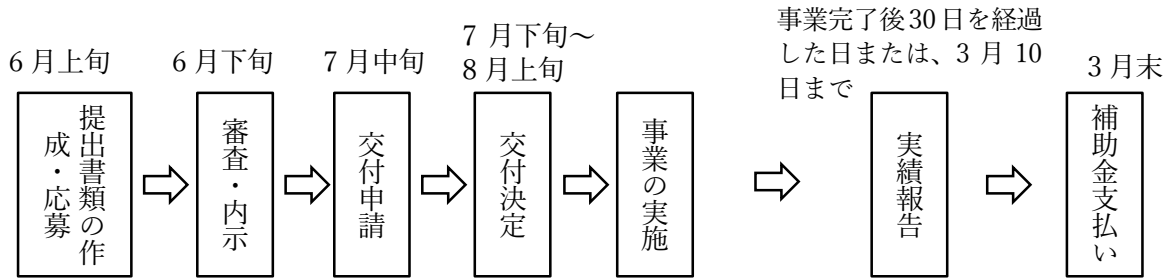
- (1) 一つの事業で複数の機器・設備（同一機器の複数購入を含む。）を導入することができるものとする。ただし、補助を受けることができるのは、かながわブランド1登録品あたり（再登録の場合を含む。）1回限りとする。
- (2) 取得価格（設置費を含む。）が単体（アタッチメントを含む。）で30万円以上のものとする。
- (3) 原則、新品であること。ただし、中古機器・設備（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のもの）も対象とすることができるものとする。

### 3 補助率

事業費の3/10以内とし、1事業あたりの上限額は200万円とする。

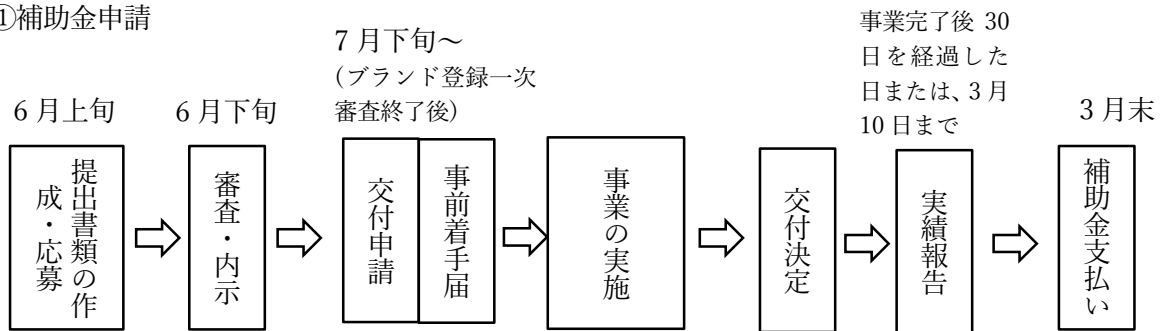
#### 4 事業の流れ

(1) かながわブランド登録されており生産力向上に取り組む生産者団体等

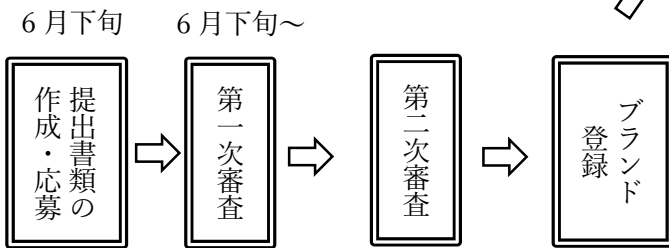


(2) かながわブランド振興協議会に「登録申請書」を提出した新規登録予定の生産者団体等

①補助金申請



②かながわブランド  
新規登録申請



※1  
ブランド新規登録の一次審査通過通知を受領後、交付申請及び事前着手届出後に着手可能。ただし、ブランド登録ができずに交付決定がなされなかった場合は補助金の交付は受けられない。

※2  
二次審査を通過し、ブランド登録となったら、交付決定となる

#### 5 実績報告書の提出期限

事業完了の日から 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 10 日のいずれか早い日までとする。

#### 6 目標達成状況報告

事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の 5 月末日までに、目標達成状況報告書の提出が必要であり、また、目標年度において目標が達成されない場合はさらに 3 年間 (目標が達成された場合には、達成された年度までの間)、各年度での目標達成状況の報告が必要となる。